

公益財団法人ダイオーズ記念財団

2026年10月1日より公益財団法人大久保真一記念財団

助成金給付事業募集要項

1. 趣旨

公益財団法人ダイオーズ記念財団の助成金給付事業は、全ての人が安全に生き活きと働くことのできる快適なオフィス環境や労働環境、社会環境作りに貢献することを目的としています。

2. 募集期間

2026年7月1日（水）～10月2日（金） *2026年10月2日消印有効

3. 助成金給付の対象

当財団の助成金給付の対象は、全ての人が安全に生き活きと働くことのできる社会環境に関する調査・研究を行う大学・研究所等における研究活動としております。

全ての人が安全に生き活きと働くことのできる社会環境とは「快適な職場環境の提供」であり、目指しているのは、その職場環境の中で働く方々が、より生き活きと働いたり、研究したりできる環境の提供です。当財団の注力する主要な研究、活動分野の例としては以下の通りです。

- (1) 職場で働く人々の利便性と快適性を高めるため、その労働環境全般の研究および改善向上の活動
- (2) 労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法、職業能力開発促進法および労働者派遣法等に関する調査研究および改善向上の活動
- (3) 評価、処遇制度、人材育成等の制度、教育に関する研究および改善向上の活動
- (4) 快適、健康を維持、向上するための室内環境における研究および改善向上の活動
- (5) 知的創造性等に着目したオフィス空間デザインの研究および改善向上の活動
- (6) 事業所における食事サービス、飲料サービス、衛生環境サービス、緑化サービス、福利厚生サービス、リラックス効果、コミュニケーション効果等に関する研究、活動
- (7) その他、事業所に関わること、働く場に関するこの研究、活動

当財団の助成金給付の要件は、以下の通りです。

- (1) 団体の場合は団体の研究、活動の場が日本国内であること
- (2) 個人の場合は東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県内に居住し、今後も居住する見込みであること。又は、研究・活動の場が東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県内であること
- (3) 団体の場合は一定の規約を有し、活動歴が3年以上あること

- (4) 個人・団体とも助成金給付の対象となる事業を完遂する見込みがあること
- (5) 個人・団体とも事業の会計・経理が明確であること

4. 助成金給付額

1件300万円以内 *助成金収支報告の監査を行います

- (1) 返済の義務はありません
- (2) 他の助成金との併給は支障ありません

5. 助成金給付団体等数

個人・団体1～5件程度

6. 助成金給付期間、給付予定

- (1) 研究、活動期間は2027年1月1日～2027年12月31日
- (2) 助成金の給付は2027年1月下旬を予定しています

7. 助成団体等の義務等

- (1) 原則として当該年度終了後1ヶ月以内に、実績報告の要旨並びにその収支について当財団に報告して頂きます。その際、収支監査を行います。
- (2) 年2回（6月末に中間報告書、12月末に年間報告書）を提出して頂きます。提出された報告書は財団HPに掲載し情報公開致します。
*事業等を行なう場合は、参加者等の見やすい場所または、学会誌等に掲載される場合は、当該書面の見やすい場所に、当財団の助成による旨を明記し、当該事業等の写真もしくは学会誌等を一部添付提出してください。
- (3) 助成金は、助成団体等が実施する事業等にあたり通常必要とされる費用（学会参加費、出張費、物品費、印刷費等）を原則とし、諸給与等の経費を除くものとします。
- (4) 上記の義務に反した場合や、事業等内容を変更又は中止した場合は助成金を返還して頂くことがあります。
- (5) 本人の氏名、団体の名称、住所、電子メールアドレス等の連絡手段に変更があったときは、直ちに届け出てください。

8. 手続き

助成金給付申請書（当財団指定用紙を使用）HPをご確認下さい

9. 助成金給付団体等の選考と決定

- (1) 当財団の選考委員会が書類選考により審査し、書類選考通過個人・団体には、当財団が指定する日時（10月下旬以降）にプレゼンテーション及び選考委員との質疑面談を行ない最終決定します。なお、決定団体・個人には、当財団から直接通知します。
- (2) 選考の経過及び決定理由は公表しません。

10. 個人情報の取扱い

当財団がこの助成金事業により取得する個人情報は、選考作業及び採用後に発生する助成金業務に必要な範囲に限定して使用いたします。

【問い合わせ】

本件に関する問い合わせ受付は、以下メールアドレスをご利用ください。

問い合わせメールアドレス

info@daiohs-zaidan.or.jp

公益財団法人ダイオーズ記念財団 事務局 中川 諭 宛

116-0003 東京都荒川区東日暮里1丁目16-6-403

TEL 070-3107-6061

<http://www.daiohs-zaidan.or.jp>

ホームページには PDF の申請書が添付されていますのでワードが必要な場合はご連絡下さい。

2027年度 助成金給付申請書

(西暦) 年 月 日

公益財団法人ダイオーズ記念財団

代表理事 大久保 陸 殿

(ふりがな)

男

申請者氏名

印 女

生年月日 (西暦)

年 月 日

(満 歳)

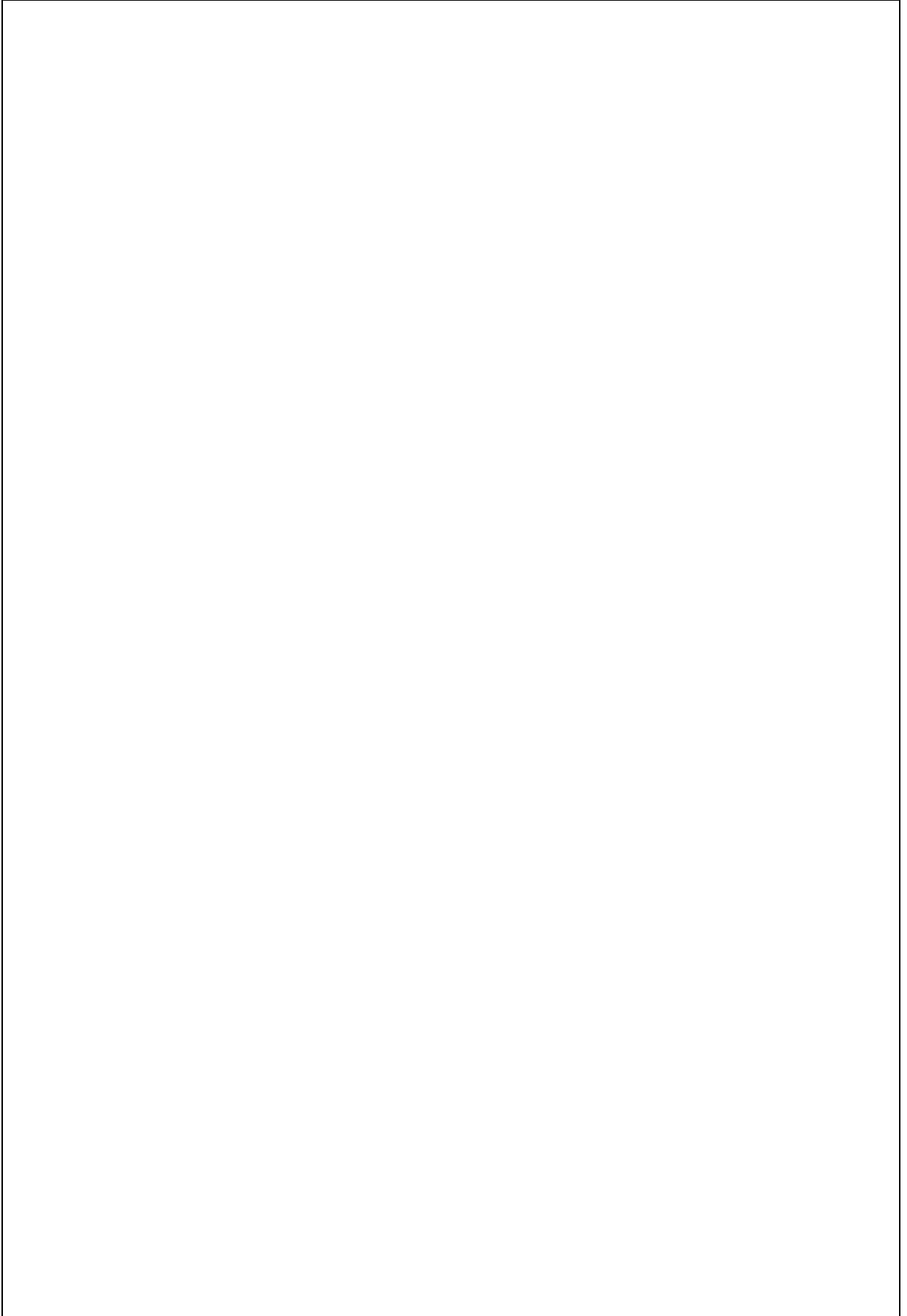
申請団体等に関する事項	所属団体・個人等名	
	所属団体・個人等の所在地	〒 TEL () (内線) FAX () E-mail
	現在行っている主な事業等 (なるべく具体的に記入してください)	

貴財団法人の助成金給付に関し、以下のとおり申請します。

1. 助成金給付を受けようとする事業等名
2. 本事業等の意義・目的

3. 本事業等の具体的内容（2 ページ以内にまとめてください）

(前ページから続く)



4. 助成金の主な用途

※この助成金は、その事業等に直接必要な費用に使用し、諸給与などの経費は除くものとします。
 ただし、事業等のための講師もしくは臨時に雇い入れたアルバイトへの謝金は下記に記載して頂いて問題ありません。項目別に予定金額を記入してください。

※機器物品等購入される際の見積書、パンフレット、根拠等があればそのコピーを同梱してください。

※会議費旅費等申請される際は参加会議名場所等が分かるものやパンフレット、招待状等があればそのコピーを同梱してください。

(1) 材 料 費 万円

(2) 機械器具費 万円

主なものを次に記載してください

	万円
	万円
	万円

(3) 会 議 費 万円

(4) 旅 費 万円

(5) 講 師 謝 金 万円

(6) アルバイト謝金 万円

(7) そ の 他 万円

--	--

合 計 **万円**

5. 事業等実施期間

(西暦) 2027年 1月 ~ 2027年 12月

事業等実施承諾書

貴財団の助成金給付に関し、本申請が採用された場合は本申請団体等の事業等実施を承諾します。

(西暦) 年 月 日

所属団体等
氏 名

公印等

[注 意]

- ① 本申請書は、必ず所属団体もしくは個人の事業等実施承諾を得て提出してください。
(印：公印・実印)
- ② 本申請書は、正本・副本（コピー可）各 1 部を 10 月 2 日（消印有効）までに郵送にて本財団事務局まで提出してください。